二　危険物規則第三十三条第一項第一号に掲げる製造所等のタンクで、引火点が二十一度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものに泡消火設備を設ける場合にあっては、その放射能力範囲が、当該タンクのポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等に接続する配管の内径が二百ミリメートルを超えるものにあっては、移動式の泡消火設備を設けてはならないこと。

三　加圧送液装置は、次に掲げる要件のいずれかを満たすように設置すること。

イ　加圧送液装置の起動後五分以内に泡消火設備に係る泡消火薬剤混合装置を経て有効な泡水溶液を泡放出口、補助泡消火栓、フォームヘッド及び泡モニターノズル（以下「泡放出口等」という。）へ送液できるものとすること。

ロ　加圧送液装置から泡放出口等までの水平距離が五百メートル以下であること。

四　予備動力源は、自家発電設備、蓄電池設備又は内燃機関とし、次に定めるところによること。

イ　自家発電設備及び蓄電池設備は、施行規則第十二条第一項第四号ロ（(イ)を除く。）及びハ（ハにおいて規定の例によるものとされるロ(イ)を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)　自家発電設備及び蓄電池設備の容量は、泡消火設備を有効に第十五条各号（第五号を除く。）に掲げる放射時間の一・五倍以上の時間作動できるものであること。

(2)　自家発電設備及び蓄電池設備に設ける配線は、施行規則第十二条第一項第四号ホの規定の例によること。

ロ　内燃機関は、常用電源が停電したときに速やかに作動し、泡消火設備を有効に第十五条各号（第五号を除く。）に掲げる放射時間の一・五倍以上の時間作動させることができること。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に新たに製造所等に設けられる泡消火設備について適用する。

別表第一（第四条第一号、第四号及び第五号関係）

タンクの直径＼泡放出口の個数	泡放出口の個数					
	固定屋根式屋外貯蔵タンク		浮き蓋付き屋外貯蔵タンク		浮き屋根式屋外貯蔵タンク	
	Ⅰ型又はⅡ型	Ⅲ型又はⅣ型	Ⅱ型	特型		
十三メートル未満	二	一	二	二		
十三メートル以上十九メートル未満			三	三		
十九メートル以上二十四メートル未満		二	四	四		
二十四メートル以上三十五メートル未満			五	五		
三十五メートル以上四十二メートル未満	三	三	六	六		
四十二メートル以上四十六メートル未満	四	四	七	七		
四十六メートル以上五十三メートル未満	六	六	八	八		
五十三メートル以上六十メートル未満	八	八	十	十		
六十メートル以上六十七メートル未満						
六十七メートル以上七十三メートル未満						
七十三メートル以上七十九メートル未満						
七十九メートル以上八十五メートル未満						
八十五メートル以上九十メートル未満						
九十メートル以上九十五メートル未満						
九十五メートル以上九十九メートル未満						
九十九メートル以上						

備考　直径が六十メートル以上のタンクにⅠ型又はⅡ型の泡放出口を設ける場合には、当該タンクに Ⅲ型又はⅣ型の泡放出口を併せて設けなければならない。この場合において、当該タンクの直径に応じて設置することとされているⅢ型又はⅣ型の泡放出口の個数から八を減じた個数のⅢ型又はⅣ型の泡放出口を、当該タンクの側板から三十メートルの環状の部分を除いた当該タンクの中心部の円形の液表面の部分を当該泡放出口から放出される泡で均一に防護することができるように設けること。

別表第二（第四条第四号、第十条及び第十五条第一号関係）

泡放出口の類型＼危険物の液表面積一平方メートル当たりの泡水溶液の放出率（単位　リットル毎分毎平方メートル）	危険物の液表面積一平方メートル当たりの泡水溶液の量（単位　リットル毎平方メートル）			
	危険物の引火点が二十一度未満のもの	危険物の引火点が二十一度以上七十度未満のもの	危険物の引火点が七十度以上のもの	
Ⅰ型の泡放出口	四	百二十	八十	六十
Ⅱ型の泡放出口	四	二百二十	百二十	百
Ⅲ型の泡放出口	四	二百二十	百二十	百
Ⅳ型の泡放出口	四	二百二十	百二十	百
特型の泡放出口	八	二百四十	百六十	百二十

別表第三（第四条第五号及び第十五条第一号関係）

泡放出口の類型	危険物の液表面積一平方メートル当たりの泡水溶液の量（単位　リットル毎平方メートル）	危険物の液表面積一平方メートル当たりの放出率（単位　リットル毎分毎平方メートル）
Ⅰ型の泡放出口	百六十	八
Ⅱ型及びⅣ型の泡放出口	二百四十	八